

法人名

社会福祉法人 シャローム埼玉

役員等名簿

(ふりがな) 氏名	役職名	
きむら ともりの 木村 友紀	理事長	
たばやし よしたか 田林 與志隆	業務執行理事	
おがわ しんいち 小川 進一	理事	
うしくぼ かんいち 牛久保 寛一	理事	
いっしき としゆき 一色 俊行	理事	
おおの みちこ 大野 美智子	理事	
あさお まさみ 浅尾 まさみ	理事	

むらた あきお 村田 昭夫	監事	
せきぐち のりつぐ 関口 記嗣	監事	

法人名

社会福祉法人 シャローム埼玉

役員等名簿

(ふりがな) 氏 名	役職名	
さいとう きさく 齊藤 貴作	評議員	
しみず さだひと 清水 定人	評議員	
ごうや ひふみ 郷家 一二三	評議員	
ねもと ゆうじ 根本 裕二	評議員	
ひるま くにひろ 比留間 邦洋	評議員	
ながい さおり 長井 さおり	評議員	
いとかわ かおり 糸川 かおり	評議員	
ばば あきこ 馬場 亜紀子	評議員	

社会福祉法人シャローム埼玉役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成11年3月18日
規程第9号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人シャローム埼玉（以下「法人」という。）役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、次に掲げる者をいう。

- 一 理事
- 二 監事
- 三 評議員
- 四 評議員選任・解任委員会委員

(報酬)

第3条 役員等が法人業務に従事したときは、別表第1に定める報酬を支給する。

2 役員等のうち常勤の者については、社会福祉法人シャローム埼玉職員給与規程（平成13年規程第27号）を準用する。

(費用弁償)

第4条 役員等が法人業務に従事し、若しくは会議に出席したときは日額費用弁償を、また業務のため旅行したときは費用弁償としての旅費を、別表第2により支給する。

2 前項に規定する業務のため旅行したときの旅費の支給については、社会福祉法人シャローム埼玉職員等旅費規程（平成11年規程第12号）を準用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人シャローム埼玉 福祉サービスに係わる苦情解決体制の整備に関する規程（平成12年11月10日規程第25号）の第三者委員及び理事長が委嘱した調査審議会の委員についての報酬及び費用弁償については、この規程を準用する。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分		支給区分	報酬額	摘 要
常 勤	理 事 長 業務執行理事 理事（部長）	年 額	700 万円を限度とし、予 算で定める額とする。	職員就業規程、その他常勤職員の 諸規程を準用する。
非 常 勤	理 事 監 事 評 議 員 評議員選任・解 任委員会 委員	日 額	13,000 円	理事、監事、評議員、評議員選任・ 解任委員会委員の職務に従事した 日。

別表第2（第4条関係）

区 分	日 額 費 用 弁 償	旅 費					
		鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃	日 当	宿泊料
理 事 監 事 評 議 員 評議員選任・解 任委員会 委員	2,000 円	職員等旅費規程の計算の例による。				3,000 円	14,000 円